

一般社団法人内科系学会社会保険連合 運営委員会規則

第1条 定款第6章に定める一般社団法人内科系学会社会保険連合の委員会の組織、運営はこの規則による。

第2条 定款第33条に定める運営委員会は、各委員会の意見を集約し、法人の運営に助言を与える。

第3条 定款第34条に定める各委員会は、一般社団法人内科系学会社会保険連合の目的を達成するため、各種専門領域等についての活動を行う。

- 2 委員会の設置及び解散は理事会の議決による。
- 3 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。必要な場合、副委員長を置くことができる。
- 4 委員会の存続期間は理事会が決定する。

第4条 委員会に参加を希望する会員は事務局に申請し、委員長の承認により、参加が決定される。委員長は必要に応じて、会員に対し委員会への参加を要請することができる。

- 2 委員会に参加する会員は、委員会、小委員会、ワーキンググループ等のメンバーを指名する。各会員の登録委員を原則とするが、必要な場合、登録委員以外の学会の構成員を派遣することができる。

第5条 委員長は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長の指名により選任される。
- 3 委員長は当該委員会を代表し、統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 委員長は当該委員会を必要に応じて招集する。
- 6 委員長は運営委員会及び理事会で当該委員会の活動状況を報告する。

第6条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会は、必要に応じて小委員会、ワーキンググループ等を置くことができる

- 2 小委員会、ワーキンググループなどの設置、解散は当該委員会の議決による。
- 3 小委員会、ワーキンググループ等にそれぞれの長を 1 名置く。
- 4 それぞれの長は、小委員会、ワーキンググループ等を主掌し、必要に応じてその活動状況を委員長に報告する。
- 5 小委員会、ワーキンググループ等は、目的とする事業が終了したときに解散する。

第8条 この規則は理事会、運営委員会を経て、総会の議決によって変更もしくは廃止することができる。